

利用できるサービス

サービスについて



介護保険のサービスにはいろいろな種類があります。必要となるときに必要なサービスを利用しましょう。

- 平成30年4月からサービス費用が変わりました。◀ **改正点** ▶
- 利用者の負担は、原則として「サービス費用のめやす」の1割または2割*です。サービスによっては食費や居住費等、日常生活費などの負担、そのほかサービス内容や地域による加算などがあります。
※利用者負担の割合については、P6を参照してください。
- 訪問介護、通所介護、短期入所生活介護は「共生型サービス」の対象です。また、それ以外のサービスや障害福祉制度と介護保険の両方の基準を満たしているものも「共生型サービス」といいます。◀ **改正点** ▶

在宅サービス 自宅などで生活しながら利用できるサービスです。

●訪問を受けて利用するサービス

訪問介護 (ホームヘルプ)

ホームヘルパーなどに訪問してもらい、入浴・排せつ・食事の世話などの「身体介護」や、調理・洗濯などの「生活援助」を受けます。なお、ペットの世話や留守番、預貯金の管理など、日常生活上の家事の範囲を超えるものは対象になりません。



要介護1~5の人

内容	利用時間など	サービス費用のめやす
身体介護が中心	30分以上1時間未満の場合	3,940円
生活援助が中心	45分以上の場合	2,230円
通院時の乗車・降車等介助	1回につき	980円

※共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。◀ **改正点** ▶

訪問型サービス (介護予防・生活支援サービス事業)

要支援1・2の人 介護予防・生活支援サービス事業対象者 (総合事業のページへ) P18へ

ホームヘルパーやボランティアなどが居宅を訪問し、利用者が自力では困難な行為について、サービスを提供します。

基準や利用料など
播磨町が基準や利用料などを設定します。

●介護職員などに訪問してもらい入浴するサービス

訪問入浴介護

介護職員と看護職員に移動入浴車で居宅を訪問してもらい、サービス事業者が持参した浴槽で入浴介護を受けます。



要支援1・2の人 介護予防訪問入浴介護

要介護1~5の人 訪問入浴介護

	要介護度	サービス費用のめやす
1回につき	要支援1・2	8,450円
	要介護1~5	12,500円

●自宅での生活を続けるためのリハビリテーション

訪問リハビリテーション

事業所の医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に訪問してもらい、居宅での生活機能の維持・向上のためのリハビリテーションを受けます。



要支援1・2の人 介護予防訪問リハビリテーション

要介護1~5の人 訪問リハビリテーション

	サービス費用のめやす
1回 (20分以上) につき	2,900円

●看護師などに訪問してもらい療養上のケアを受けるサービス

訪問看護

医師の指示により、看護師などに居宅を訪問してもらい、療養上の世話や診療の補助を受けます。

要支援1・2の人 介護予防訪問看護

訪問看護の時間	サービス費用のめやす	
	(訪問看護ステーションから訪問の場合)	(病院・診療所から訪問の場合)
20分未満の場合	3,000円	2,530円
30分未満の場合	4,480円	3,790円



要介護1~5の人 訪問看護

訪問看護の時間	サービス費用のめやす	
	(訪問看護ステーションから訪問の場合)	(病院・診療所から訪問の場合)
20分未満の場合	3,110円	2,630円
30分未満の場合	4,670円	3,960円

※がん末期や難病の人、人工呼吸器を使用している場合、急性増悪などによって主治医の指示があった場合、精神科訪問看護の場合は、医療保険による訪問看護が行われます。

●通所して利用するサービス

通所介護 (デイサービス)

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や機能訓練を日帰りで利用できます。

※共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。◀ **改正点** ▶

要介護1~5の人 (通常規模の事業所の場合)

内容	要介護度	サービス費用のめやす
8時間以上 9時間未満の 場合 (送迎を含む)	要介護1	6,560円
	要介護2	7,750円
	要介護3	8,980円
	要介護4	10,210円
	要介護5	11,440円

通所型サービス (介護予防・生活支援サービス事業)

要支援1・2の人 介護予防・生活支援サービス事業対象者 (総合事業のページへ) P18へ

通所介護施設などで、食事や入浴などの日常生活上の支援のほか、短時間で機能訓練に特化したプログラムなど多様なサービスを行います。

基準や利用料など
播磨町が基準や利用料などを設定します。

利用できるサービス

通所リハビリテーション (デイケア)

介護老人保健施設や病院、診療所などで、食事などの日常生活上の支援や機能訓練、リハビリテーションを受けます。



要支援1・2の人 介護予防通所リハビリテーション (共通的服务)

	要介護度	サービス費用のめやす
1か月につき (送迎、入浴を含む)	要支援1	17,120円
	要支援2	36,150円

介護予防通所リハビリテーションでは共通的服务とともに、利用者の目標に応じた「運動機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」といった選択的服务を利用できます。

要介護1~5の人 通所リハビリテーション (通常規模の事業所の場合)

内容	要介護度	サービス費用のめやす
7時間以上 8時間未満の場合 (送迎を含む)	要介護1	7,120円
	要介護2	8,490円
	要介護3	9,880円
	要介護4	11,510円
	要介護5	13,100円

●短期間施設に入所して利用するサービス

短期入所生活介護 (ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

要支援1・2の人 介護予防短期入所生活介護

要介護1~5の人 短期入所生活介護



〈介護老人福祉施設 [併設型・多床室] を利用の場合〉

	要介護度	サービス費用のめやす
1日につき	要支援1	4,370円
	要支援2	5,430円
	要介護1	5,840円
	要介護2	6,520円
	要介護3	7,220円
	要介護4	7,900円
	要介護5	8,560円

※共生型サービス事業所の指定を受けた障害福祉サービス事業所でも介護保険のサービスを利用できます。◀改正点▶

短期入所療養介護 (ショートステイ)

介護老人保健施設や医療施設などに短期間入所して、看護や医学的管理下での介護や支援、日常生活上の世話や機能訓練などが受けられます。医療型のショートステイです。

要支援1・2の人 介護予防短期入所療養介護

要介護1~5の人 短期入所療養介護

〈介護老人保健施設 [多床室] を利用の場合〉

	要介護度	サービス費用のめやす
1日につき	要支援1	6,110円
	要支援2	7,650円
	要介護1	8,260円
	要介護2	8,740円
	要介護3	9,350円
	要介護4	9,860円
	要介護5	10,390円

ショートステイを利用するときの注意点

ショートステイは、あくまでも在宅生活を継続していくためのサービスです。利用するには、下記の点に注意しましょう。

- 連続した利用が30日を超えた場合は、31日目は全額自己負担になります。
- 連続して30日を超えない日数であっても、ショートステイの利用日数は認定の有効期間のおおむね半分以上を超えないことをめやすとしています。

●有料老人ホームなどに入居している人が利用するサービス

特定施設入居者生活介護

指定を受けた有料老人ホームなどの特定施設に入居している要支援、要介護の人が、入浴、排せつ、食事などの介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を受けられます。

要支援1・2の人 介護予防特定施設入居者生活介護

要介護1~5の人 特定施設入居者生活介護

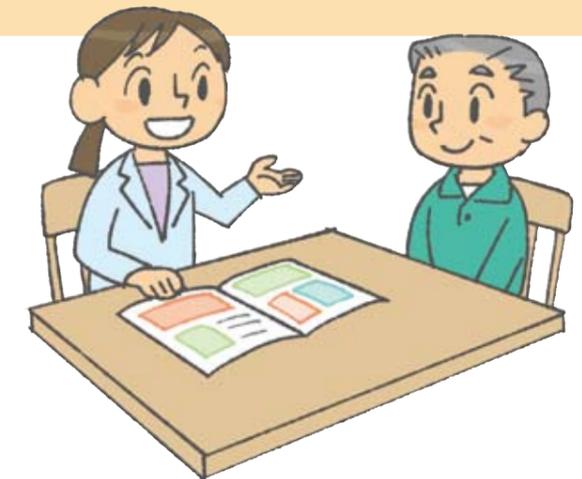


	要介護度	サービス費用のめやす
1日につき	要支援1	1,800円
	要支援2	3,090円
	要介護1	5,340円
	要介護2	5,990円
	要介護3	6,680円
	要介護4	7,320円
	要介護5	8,000円

●居宅で療養上の管理、助言を受けられるサービス

居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが、通院が困難な利用者の居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。



要支援1・2の人 介護予防居宅療養管理指導

要介護1~5の人 居宅療養管理指導

〈単一建物居住者1人に対して行う場合〉

内容	利用限度回数	サービス費用のめやす (1回につき)
医師または歯科医師が行う場合	1か月に2回	5,070円
医療機関の薬剤師が行う場合	1か月に2回	5,580円
薬局の薬剤師が行う場合	1か月に4回	5,070円
管理栄養士が行う場合	1か月に2回	5,370円
歯科衛生士等が行う場合	1か月に4回	3,550円

利用できるサービス

●福祉用具をレンタル（貸与）するサービス

福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与が受けられます。

要支援1・2の人 介護予防福祉用具貸与

要介護1～5の人 福祉用具貸与

対象となる福祉用具

● 利用できます

◆ 原則として
利用できません

	要支援1・2 要介護1	要介護2・3	要介護4・5
車いす（車いす付属品を含む）	◆	●	●
特殊寝台（特殊寝台付属品を含む）	◆	●	●
床ずれ防止用具	◆	●	●
体位変換器	◆	●	●
手すり（工事をとみなさないもの）	●	●	●
スロープ（工事をとみなさないもの）	●	●	●
歩行器	●	●	●
歩行補助つえ	●	●	●
認知症老人徘徊感知機器	◆	●	●
移動用リフト（つり具を除く）	◆	●	●
自動排泄処理装置	◆	◆	●

●機能や価格帯の異なるいくつかの商品が事業者から提示されます。◀ 改正点 ▶

●平成30年10月から、商品ごとに全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されます。◀ 改正点 ▶

サービス費用のめやす

レンタル費用（用具の機種や事業者などによって異なります）の1割または2割※を負担します。

※平成30年8月から、利用者負担は1～3割（P6を参照ください）。



●福祉用具の購入費が支給されるサービス

特定福祉用具販売 申請が必要です

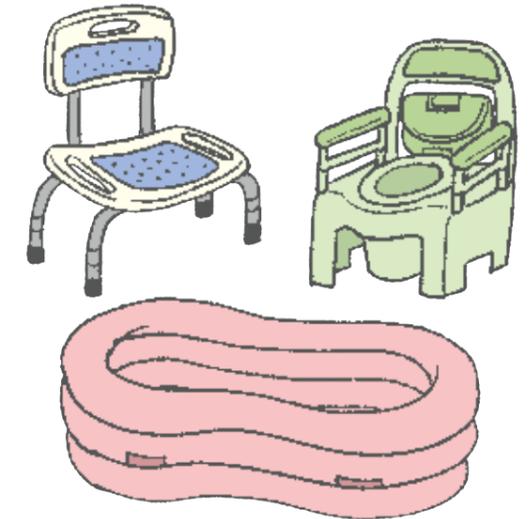
入浴や排泄つなどに使用する福祉用具を購入したとき、購入費が支給されます。

要支援1・2の人 特定介護予防福祉用具販売

要介護1～5の人 特定福祉用具販売

対象となる福祉用具

- 腰掛便座 ● 入浴補助用具
- 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 簡易浴槽 ● 移動用リフトのつり具



福祉用具購入費の支給について ★都道府県などの指定を受けた事業者から購入した場合のみ支給されます。

いったん購入費全額を利用者が支払い、後日申請により、同年度で10万円を上限（ただし、利用者負担分の1割または2割※は差し引かれます）に購入費が支給されます。

※平成30年8月から、利用者負担は1～3割（P6を参照ください）。

●環境改善のための住宅改修を行ったときに改修費が支給されるサービス

住宅改修費支給 事前の申請が必要です

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、住宅改修費が支給されます。

要支援1・2の人 介護予防住宅改修費支給

要介護1～5の人 住宅改修費支給

住宅改修できる対象

- 滑りの防止・移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更
- 手すりの取り付け
- 段差の解消
- 引き戸などへの扉の取り替え
- 洋式便器などへの便器の取り替え

※上記の改修に伴って必要となる改修も対象となります。



住宅改修費の支給について ★事前に申請がない場合は、住宅改修費は支給されません。

いったん改修費全額を利用者が支払い、後日20万円を上限（ただし、利用者負担分の1割または2割※は差し引かれます）に改修費が支給されます。

※平成30年8月から、利用者負担は1～3割（P6を参照ください）。

利用できるサービス

利用できるサービス